

ごみゼロおおいたリーダー養成講座（ごみゼロエコール）に係る業務委託 募集要項

1 趣旨

大分県では、おおいたの恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、県・市町村・事業者・県民の総参加のもと全国に誇れる環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進めることを目標に、身近なごみ問題から地球温暖化問題といった地球規模に至るまでの環境課題の解決に向けて、平成15年度から「ごみゼロおおいた作戦」を展開している。

この間、県民総参加による取組として、県民一斉ごみゼロ大行動やキャンドルナイトなどが行われ、また、ごみゼロおおいた作戦の地域でのけん引役として、地域や職場においてごみの減量化やリサイクルなどの3R活動を行うごみゼロおおいた推進隊を中心に環境美化活動や廃油石けん、廃油キャンドル作り等様々な活動が行われている。

ごみゼロおおいた作戦の取組をさらに進め、地域に着実に定着させるための推進及び牽引役となる人材を養成することを目的とする「ごみゼロおおいたリーダー養成講座（ごみゼロエコール）」の業務委託先の選定に関し、提案競技（コンペ方式）に参加しようとする者（以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を以下のとおり定める。

2 契約に付する事項

- (1) 業務名：ごみゼロおおいたリーダー養成講座（ごみゼロエコール）に係る業務委託
- (2) 履行期間：契約締結の日から平成27年3月13日
- (3) 業務概要：別紙「委託仕様書」のとおり
- (4) 委託限度額：1,274,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※うち実施団体の事務に係る人件費は280,000円以内とする。

3 参加資格

次の基準をすべて満たしている者。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

※参考（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当

たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 本事業の業務を遂行する主たる事業所を大分県内に有すること。
- (3) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 委託業務を遂行するにあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (5) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。(インターネット接続環境があることを前提とする。)
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 提案審査への応募

- (1) 募集期間
平成26年4月4日(金)から平成26年5月12日(月)まで
- (2) 提出書類
 - ① 企画提案競技参加申込書(様式1)
 - ② 企画提案書 全体計画(様式2-1)
 - ③ 企画提案書 講座の日程及び内容(様式2-2)
 - ④ 団体概要(様式3)
 - ⑤ 定款、又はこれに代わるものの写し
 - ⑥ 法人登記簿謄本、又はこれに代わるものの写し
 - ⑦ 事業報告書及び収支計算書(直近1ヶ年分)(様式任意)
 - ※ 団体設立後、1年に満たない場合は、団体設立後から提案書提出日までの事業内容及び収支内容がわかる書類
 - ⑧ 事業費積算書(様式4)
 - ⑨ 誓約書(様式5)
 - ※ ただし、以下のものについては誓約書の提出は必要ありません。
国、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公立大学法人、地方公社(土地開発公社、住宅供給公社、道路公社)、

県が出資している株式会社及び地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体のうち明らかに排除対象でない者（農協、漁協、商工会議所、社会福祉法人協議会、特定非営利活動法人、公益法人等）。

※ 応募書類は、A4サイズとし、2部提出するものとする

(3) 提出方法

地球環境対策課へ直接持参または郵送のいずれかに限る。

※ メール、FAXでの受付は行わない。

郵送の場合は平成26年5月12日（月）17:00必着

(4) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式6）を提出すること。

5 提案競技審査会（プレゼンテーション）について

(1) 日時

平成26年5月下旬頃（下記の書類審査を通過した団体へ別途通知します。）

(2) 場所

大分県庁内会議室を予定

(3) 提案方法

1団体につき持ち時間10分程度とし、提案書についての説明を行う。

(4) 選定団体数

1団体

6 選考方法及び結果通知

(1) 選考方法

委託先は、審査（書類審査及び選定委員会）を経て決定します。

(2) 審査

審査基準は以下のとおりです。

① 書類審査

上記4の提出書類に基づき下記の基準により審査し、上位5者を選定する。

審査項目	審査基準（着眼点）
1 応募資格	・応募資格を満たしているか
2 企画趣旨	・公募の趣旨に合致した提案か
3 事業効果	・事業実施による効果が期待できるか
4 実現可能性	・提案は実現可能か
5 予算	・予算は妥当か

② 選定委員会

上記4の提出書類及び上記5のプレゼンテーションに基づき下記の基準により審査し、最も評価の高い者を実施主体として選定する。

審査項目	審査基準（着眼点）
1 効果	・ごみゼロおおいた作戦のリーダーとなるような人材育成の効果が期待できるか
2 内容	・受講者が興味を持てるような講座の内容になっているか ・講座内容が斬新であるか ・大分県ならではの創意工夫や地域資源の活用がみられるか

3 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の内容が具体的で実現可能であるか ・講座を実施するうえで必要な経費が計上されているか ・計上された経費は妥当か
4 能力・熱意	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者に事業実施能力（講師・受講者との調整を含む）があるか ・応募者に事務・会計処理能力があるか ・応募者に提案事業に対する熱意があるか

(2) 結果通知

審査結果はコンペ提案競技参加団体に文書で通知する。

(3) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがある。

- ① 実施計画書等に虚偽の記載がある場合
- ② 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ③ その他、募集要項に違反した場合

7 その他

- (1) 委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 契約の手続きは、大分県契約事務規則の規定に基づいて行う。
- (4) 参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費、提案競技参加にかかる経費は負担しない。
- (5) 委託料の支払いは、原則として事業完了後の精算払とする。ただし、受託団体の状況によっては、契約当初に契約金額の1/2を限度に概算払をすることができる。さらに、次に掲げる要件を満たせば契約金額の全額を概算払をすることができる。
 - イ 契約期間の1/2を経過していること。
 - ロ 契約期間の1/2を経過するまでに実施すべきものとされている受託業務が完了していることを示す書類が提出されていること。
 - ハ 既に行われた受託業務に要する経費が契約金額の1/2以上の額に相当するものであること。
- (6) 受託団体は、その業務を他者に再委託することはできない。
- (7) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。

8 事業報告

受託団体は、実績報告を契約期間内に提出しなければならない。

なお、事業実施経費について収入及び支出を記載した帳簿を備えて経理状況を明確にし、書類を5年間保存する必要がある。

9 問い合わせ及び提出先

大分県生活環境部 地球環境対策課 ごみゼロおおいた推進班

住所：〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL：097-506-3024 FAX：097-506-1749